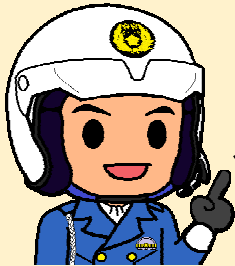




令和 8 年 6 月 1 日

焼津警察署

# 自転車の通行は車道？歩道？どっち！？



原則は車道通行です！  
右の標識や標示ある歩道は、  
例外的に自転車で歩道を  
走ることができます。



「普通自転車歩道通行可」  
の道路標識・道路標示

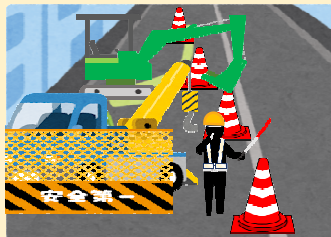
その他、道路標識等がない歩道でも、次のような場合は歩道を通行することができます。

## やむを得ないと認められるとき

著しく自動車の交通量が多い、車道の幅が狭いなど、  
通行すると事故の危険があるとき



【連続した駐車車両】

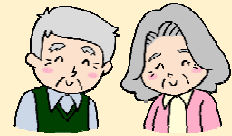


【道路工事】

## このような方が運転するとき



13歳未満の子ども



70歳以上の方



車道通行に支障のある身体障害を有する方

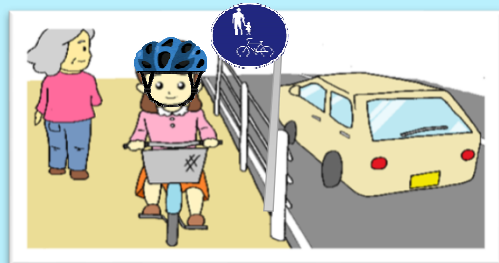
# 歩道を通行するときの交通ルール

## ①通行できるのは普通自転車に限る

普通自転車とは：車体の大きさが長さ190cm、幅60cmを超えないなどの一定の基準を満たすもの  
\*タンDEM自転車等は含まれません

## ②車道寄りを徐行

歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しましょう  
徐行とは、すぐに止まれる速度のことです  
\*歩道上であれば、左右どちらの歩道でも通行できます



## ③歩行者優先

歩行者が立ち止まったり、避けなければならなくなる時は、必ず「一時停止」しましょう



かぶろう  
自転車用  
ヘルメット

## 令和8年4月 交通反則通告制度



解説動画公開中、  
二次元コードから  
ご覧ください

